

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成22年11月26日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市

17番 日下 昭治

19番 嶋田 茂樹

21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹

18番 林 俊介

20番 高橋 利彦

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 刃田 哲雄

行政改革推進課長 林 清明

企画課長 神原 房雄

税務課長 堀川 茂博

環境課長 浪川 敏夫

健康管理課長 石毛 健一

子育て支援課長 林 芳枝

商工観光課長 横山 秀喜

建設課長 北村 豪輔

下水道課長 佐藤 邦雄

消防長 佐藤 清和

病院事務部長 渡辺 清一

国民宿舎支配人 増田 富雄

学校教育課長 平野 一男

国体推進室長 高野 晃雄

農業委員会事務局長 伊藤 浩

副市長 増田 雅男

秘書広報課長 米本 壽一

総務課長 平野 哲也

財政課長 加瀬 正彦

市民課長 石井 繁

保険年金課長 花香 寛源

社会福祉課長 在田 豊

高齢者福祉課長 渡辺 輝明

農水産課長 堀江 隆夫

都市整備課長 伊藤 恒男

会計管理者 高山 重幸

水道課長 小長谷 博

病院経理課長 鈴木 清武

庶務課長 加瀬 寿一

生涯学習課長 野口 國男

監査委員局長 平野 修司

事務局職員出席者

事務局長 堀江 通洋

事務局次長 向後 嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、景山岩三郎議員、12番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの18日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第10号までの10議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第10号までの10議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２２年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成２２年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 ３号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 ４号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 5 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市定住自立圏形成方針の変更について

議案第 9 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成22年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成22年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 5 億 5,000 万円を追加し、予算の総額を 284 億 900 万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,700 万円を追加し、事業勘定の総額を 86 億 700 万円とするものであります。

議案第 3 号は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を専門的かつ一時的な業務に従事させる場合などに任期を定めた職員を採用することについて、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも、一般職の職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市定住自立圏形成方針の変更についてでありまして、定住自立圏構想推進要綱第5の(4)に定める定住自立圏形成方針を変更するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴う規約改正を行うにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成23年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮本英一氏が適任であると考え、提案するものであります。なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき、職員一丸となり積極的に取り組んでいるところであります。

その中でも、特に重点項目として位置付けました公共施設の見直しについては、各課等で行った施設の見直し調査結果がまとまり、先般、行政改革推進委員会へ概要を説明し、ご意見をいただいたところであります。

今後は、これらの調査結果を踏まえ、様々な検討、協議を行い、年度末までには「公共施

設の活用方針」を策定したいと考えております。

また、組織・機構の見直しを実施するにあたり、各課等の事務執行上の問題点等の調査を行ったところであります。組織に関することや事務改善に関することなど多くの提案があり、現在、各課間の調整を行っており、調整できたものから順次実施してまいります。

次に、「補助金の見直し」、「未利用資産の処分」につきましては、すでに見直し作業に入っており、その他の項目につきましても概ね計画通り順調に進捗しております。

今後も健全財政の維持と市民サービス向上のバランスを考慮しながら、組織や事務事業の見直し、コスト削減を図ってまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、去る9月20日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いとおかユートピアセンターの3か所で実施したところ、1,561人の方々にご来場いただき、文化協会の皆様方の演芸や保育所児童によるお遊戯などで楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、保健事業について申し上げます。

子どもたちの疾病予防と保護者の経済的負担の軽減を図るために、国の緊急総合経済対策を活用し、平成23年1月から子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を実施する予定であります。

また、母体や胎児の健康確保のために実施している妊婦一般健康診査においても、新たにヒト白血球ウイルス1型抗体検査を追加し、母子感染の予防対策を推進してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

中央病院の新本館建設工事は躯体工事が終了し、現在、外壁タイル工事の仕上げや内部の天井、壁、床の仕上げ工事、エレベーター工事等が順調に進捗しております。

皆様には暫くの間ご不便をおかけしますが、病院を利用される方々の安全に十分配慮し、スムーズな開院に向けて準備を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校教育について申し上げます。

次代を担う子どもたちがスポーツを通して、感受性豊かな人間性を培うとともに、技術向上と心身の健全な育成を図ることを目的として実施している「江戸川区・旭市中学生スポーツ交流大会事業」については、今年度も5月に野球大会、10月には総合体育館で卓球大会を開催し、熱戦が繰りひろげられました。

参加した江戸川区の中学生は、海上キャンプ場に宿泊し、本市の中学生とともに、旭の食

材を使つてのバーベキューを堪能し、より一層の交流を深めることができました。

次に、今年度で5回目を迎える「旭市小学校音楽会」が、去る11月5日、東総文化会館において、市内15小学校の児童約720名が参加し開催されました。

各学校の特色あるすばらしい吹奏楽の演奏や合唱など、子どもたちが生き生きと発表する姿に、来賓の方々や大勢の保護者が感銘し、盛会裏に終えることができました。

また、去る11月11日、東総文化会館において「旭市中学校合同文化祭」が開催されました。

本事業は、開催に向けての企画から当日の運営まで全てを生徒自らが行うもので、当日は中学生670名が参加し、同じ市内の同期生として絆を深めることができました。

なお、今回大きな特徴として感銘した企画がありました。会場に貼り出された5年後の自分宛の寄せ書きは、5年後の成人式会場に飾られる予定となっており、自分が今とどう変わっているか成長の度合いを見るうえで、とてもよい刺激になるのではないかと思います。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月13日、東総文化会館において青少年意見発表大会が開催されました。

小学生、中学生、高校生など総勢25名による力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができました。

文化振興については、去る9月26日に東総文化会館において「あさひのまつり」を開催し、地域に伝わるお囃子や神楽などが披露され、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に、大勢の観客から盛大な拍手が送られ、大変な盛り上がりの中で終了いたしました。

また、去る11月14日には、長野県小布施町在住のセーラ・マリ・カミングスさんを講師としてお招きし、文化講演会を開催いたしました。

講演では、カミングスさんの小布施での町おこしにかけた情熱に、詰めかけた多くの方々が感動し、大変有意義な講演となりました。

体育振興については、去る10月17日に旭市民の一体感を醸成する事業として、「第1回旭市民体育祭」を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において、15小学校区から、選手をはじめ競技役員や応援の方々など約5,000人の参加を得て開催いたしました。

スポーツを通しての地域間の交流や、参加した皆様が一緒に楽しむことができたことは、本市の新しい絆づくりに大きな一步を踏み出せたものと確信しております。

今後も、健康で明るいスポーツレクリエーション大会として定着できるよう進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

恒例となりました「秋のへら鮎釣り大会」が、去る10月24日に袋公園東溜池で、11月3日には長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

また、去る10月9日から11日の3日間にわたり開催された「ツール・ド・ちば2010」では、開催初日の9日に1,122人の選手が市内を力走しました。

本市では、飯岡刑部岬展望館が選手の昼食会場となり、旭産のいわしなど地元産品を使用したオリジナル弁当が提供されました。

さらに、明日11月27日には、千葉県・秋の観光キャンペーンとしてＪＲ東日本の臨時列車“ぐるっと ゆめ半島号”が運転されます。260名の参加者には、列車内や旭駅で特産品の「丸干し伊豆シ」の配布や「つみれ汁」を振る舞い、本市の観光ＰＲを行う予定であります。今後も、このような各種イベントを活用し、観光客の誘致や地元産品のＰＲなどに努めてまいります。

次に、消費者行政について申し上げます。

本市では、消費者団体の「消費者行政充実ネットちば」と共催で、シンポジウム「旭市消費者のつどい～みんなで防ごう悪質商法～」を来る12月18日、飯岡保健センターで開催することといたしました。

近年ますます、複雑、巧妙化している消費者被害などの現状を紹介し、多くの人々に消費者問題について関心を持ってもらい、一人ひとりが被害に遭わないよう、地域全体で安心安全な暮らしを考える機会になればと考えております。

次に、農業について申し上げます。

今年度から実施された戸別所得補償制度モデル対策の対象面積約371ヘクタールについては、年内に約5,500万円が農業者に対し交付される予定となっております。現在、制度への加入は市内農業者の10%程度に留まっております。

今後も、市内の農家が本制度へ加入していただけるよう、加入率の向上に積極的に取り組んでまいります。

なお、所得補償への加入要件である水田の生産調整への取組みとしての飼料用米については、今年は約124ヘクタールとなり、昨年の2倍強の面積に取り組むことができました。

また、来年度からの制度の本格実施に向け、去る10月22日には「飼料用米フォーラム」を千潟公民館において開催し、前農林水産大臣政務官の舟山康江参議院議員を講師にお招きし「戸別所得補償制度と日本農業の抱える課題」について基調講演を行い、今後の取組みを進

めるために情報の共有を図りました。

さらに、来る12月9日には東京農業大学の後藤逸男教授をお招きし、家畜ふん堆肥を利活用し、水田での生産コスト低減を図るための講習会を計画しており、今後も耕種農家と畜産農家の連携を本市から発信してまいりたいと考えております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度は、台風14号の影響で「いきいき旭・産業まつり」が中止となり残念な結果となりましたが、11月7日、23日の両日において干潟地区及び海上地区で開催した産業まつりは、無事盛況のうちに終了することができました。

特に「ふるさとまつりひかた」には森田健作千葉県知事が訪れ、地元農畜産物のPRをしていただき、例年以上の来客の中で開催することができました。

次に、耕作放棄地対策について申し上げます。

厳しい経済情勢の中で、農畜産物等の価格低迷、農業従事者の高齢化の進展や後継者の減少など様々な要因により耕作放棄地が拡大傾向にある中、これらを解消する組織として、去る9月27日、「旭市耕作放棄地対策協議会」を設立するとともに、11月16日には、関係農業者に参集していただき、耕作放棄地対策事業等の説明会を開催したところであります。

今後は、本組織を中心に農業委員会や関係機関等と連携を図り、耕作放棄地解消に向けた事業を推進してまいります。

また、飯岡西部地区の県営土地改良事業については、現在、事業手続きの審査を受けており、年度内に事業着手されるものと理解をしております。

次に、農業による交流事業について申し上げます。

都市住民との交流を通じ旭市の魅力を広く内外に発信することを目的に実施している「幽学の里で米づくり事業」については、1年間の集大成として去る10月9日に「収穫祭」が開催され、延べ1,847名の参加をいただきました。

今後も関係機関との連携のもと、さらなる内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、米づくり交流団体である「市川市子ども会」からの要望により昨年から実施している「市川市大洲防災公園での朝市」が1周年を迎えたことから、去る10月23日、記念イベントとして農産物の販売とあわせ、先着300名につきたて餅の無料配布サービスを行いました。

なお、市川市においては、農産物直売施設を整備するための検討が始まっており、同市農政課より本市の豊富な農水産物の供給等についてお話をいただきましたので、今後は、行政

レベルでの連携を強化しつつ、都市部における本市農水産物のPRと消費拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めております。

旭中央病院アクセス道整備事業として進めている県道銚子旭線から国道126号までの区間の工事については、JRに委託する跨線橋部分を除いては発注済みであり、早期完成を目指して施工中であります。

川向西野地区排水路及び蛇園南地区流末排水整備事業については、12月中に発注できるよう準備を進めております。

南堀之内バイパス整備事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、現在、関係機関と協議を行っており、終了次第、用地交渉を進めてまいります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、国や県との事前調整はもちろんのこと、地域住民の皆様との合意形成が大変重要となることから、現在、住民説明会の開催に向けて、準備を進めているところであります。

次に、都市計画「用途地域」の変更について申し上げます。

近年、国道周辺には大型量販店が相次いで進出し、本市の商業を取り巻く環境は大きく変化してきておりますが、これらの地区は都市計画において無指定地域であるため、平成16年の建築基準法の改正に伴い、既存建築物の増・改築等に支障が生じている状況にあります。

今般、これら一部の区域について都市計画用途地域等の変更を行うこととし、来る12月1日から都市計画の素案を縦覧する予定であります。

今後は、市民をはじめ都市計画審議会等の意見をいただきながら法定手続きを進めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」については、橋台部の詳細設計を終了し、現在、契約事務を進めているところであり、今後、一般競争入札を執行し落札者が決定次第、仮契約を締結し、本議会に契約議案を追加提案する予定であります。

今後、関係地権者のご理解とご協力をいただきながら、早期完成に向けて努力してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防団改編計画に基づき、本年度進めております消防庫建築については、各地区関係者のご理解とご協力により、現在、海上岩井地区に1棟、干潟鐺木地区に2棟の建築を進めているところであります。

また、消防車両の整備については、消防署飯岡分署の消防ポンプ自動車の更新、消防団については、小型ポンプ積載車2台の更新を進めております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

平成24年度からの後期基本計画の策定にあたり、市民の皆様からまちづくりのためのご意見、ご提案をいただくため、去る11月2日から10日までの間、市内6か所において地区懇談会を開催いたしました。

来場された方々からは、道路、排水、環境に対する諸問題、旭中央病院の再整備事業や交流事業のあり方、さらには産業の振興を願う要望など、様々な意見を聞くことができました。

今後は、地区懇談会における市民の皆様のご意見やご意向を計画づくりに役立ててまいります。

次に、向太陽杯パークゴルフ大会について申し上げます。

去る10月29日と30日の2日間にわたり大会を開催したところ、県内外からの申込み者や市内の方々を含め158名の参加がありました。

残念ながら、2日目は台風の接近により午前中のみラウンドとなりましたが、参加者には、地元食材を使った「チャーシューメン」や本市の特産品である「丸干しイワシ」、「牛肉のバーベキュー」などを食していただくとともに、多数の協賛により本市の知名度アップに大いに貢献できた大会となりました。

最後に、第65回国民体育大会について申し上げます。

去る9月30日から10月4日までの間、総合体育館で開催された「ゆめ半島千葉国体卓球競技会」には約1万5,000人の方々が来場し、日本のトップ選手が繰り広げる熱戦に対し、大声援や拍手喝采を送るなど、成功裏のうちに大会の幕を閉じることができました。

こうした中、千葉県チームも善戦し、特に地元旭の第一中学校の林めぐみさんが、卓球競技では県内初の中学生選手として出場し、千葉県選手団の中心となって大活躍されたことは賞賛に値し、今後のさらなる飛躍を期待するものであります。

本大会の誘致に尽力された方々に、心から敬意と感謝を申し上げるとともに、裏方として長きにわたり準備を進めてこられた地元卓球協会や実行委員会、ボランティアの方々にも、心からお礼を申し上げる次第でございます。

今後は、この大会開催を契機として高まったスポーツへの興味や意欲等を本市の地域づくりに役立ててまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5億5,000万円を追加し、予算の総額を284億900万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の設定でありまして、これは後ほどご説明いたします。

次に、2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、5事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものでございます。

一番上の蛇園南地区流末排水整備事業と2番目の旭中央病院アクセス道整備事業、3番目の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、いずれも関係機関等との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の矢指小学校改築事業は、校舎の配置や規模等について、関係機関等との協議に不測の

日数を要し、工事の竣工に必要となる工事期間を確保することが難しいため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の第一中学校改築事業は、屋内運動場の配置について、これも協議に不測の日数を要しておりまして、工事の竣工に必要となる工事期間が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページになります。

9款1項1目地方交付税3億5,013万5,000円の追加は、普通交付税が決定されたことにより増額となった8億3,113万1,000円の中から、今回の補正財源として必要な額を計上してあげるものでございます。

13款2項2目民生費国庫補助金986万4,000円の追加は、説明欄1番、地域介護・福祉空間整備交付金の新規計上によるものでございます。

14款2項3目衛生費県補助金1,267万3,000円の追加は、説明欄1番、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金1,233万円の新規計上と、説明欄2番、妊婦健康診査支援基金事業費補助金34万3,000円を増額するものでございます。

10ページになります。

5目農林水産業費県補助金4,915万7,000円の追加は、説明欄1番、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金1,345万9,000円の増と、説明欄2番、経営体育成交付金3,255万5,000円、及び説明欄3番、さわやか畜産総合展開事業費補助金314万3,000円の新規計上によるものでございます。

16款1項2目民生費寄附金は、60万円の篤志寄附を計上いたしました。

次に、11ページになります。

18款1項1目繰越金1億2,290万1,000円の追加は、留保しておりました繰越金の全額を今回の補正財源として計上するものでございます。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出となります。

12ページです。

1款1項1目議会費204万1,000円の減は、人事院及び千葉県人事委員会勧告により、期末

手当等が減額されたことによるものです。

なお、以下の各款に計上されております人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。30ページ以降の給与費明細書の中で概要を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費の説明欄1番、広域情報ネットワーク運用事業283万8,000円の追加は、光ケーブルの電柱移転等の工事実施箇所の増によるものです。

少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、地域生活支援事業150万円の追加は、千葉県療育支援コーディネーター配置モデル事業が、相談支援機関の開設費用についても補助対象となったことから計上するもので、全額県補助金で行うものでございます。

次に、17ページの一番上になります。

4目国民健康保険費の説明欄2番、国民健康保険事業特別会計繰出金5億円の追加になります。国保会計の財源不足を補てんするため、一般会計から繰り出すものでございます。

2項3目生活支援費の説明欄1番、小規模福祉施設整備事業986万4,000円の追加は、消防法施行令改正に伴う小規模福祉施設へのスプリンクラー設置費用の一部を補助するもので、全額国庫補助金で行うものでございます。

18ページになります。

3項1目児童福祉総務費の説明欄2番、ひとり親家庭等医療費等助成事業255万円は、医療費が当初の予想を上回る見込みとなったことから追加するものでございます。

同じく、3番の出産祝金等支給事業230万円についても、支給対象者が当初の予想を上回る見込みとなったことから追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業2,492万6,000円の追加は、新たに肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種費用の助成を行うものでございます。

3目母子保健費の説明欄1番、乳幼児健康診査事業68万7,000円の追加は、妊婦健康診査の助成項目の一部改正によりまして、ヒト白血球ウイルス抗体検査が追加実施されることから計上したものでございます。

次に、22ページになります。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、「園芸王国ちば」強化支援事業1,345万9,000円の

追加は、事業実施希望者の増によるもので、全額県補助金で行います。

説明欄 2 番の農業経営基盤強化促進事業3,255万5,000円の追加は、認定農業者等が行います施設整備等に対する助成金を新規に計上するもので、これも全額県補助金で行います。

4 目畜産振興費の説明欄 1 番、さわやか畜産総合展開事業418万4,000円は新規計上で、堆肥の生産組合に対しまして、施設整備等の費用の一部を補助するものでございます。

少し飛びまして、24ページになります。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費の説明欄 1 番、南堀之内バイパス整備事業4,200万円の追加は、用地購入費などを計上するものでございます。

最後に、30ページをお願いいたします。給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与及び期末・勤勉手当の改正の影響額と、人事異動に伴う増減、共済費等について補正を行うものでございます。

議会議員を含めます特別職につきまして、補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が206万4,000円の減、共済費が11万8,000円の減となり、合計で218万2,000円の減額となります。

続いて、31ページは一般職についてであります。

給料が3,638万4,000円の減、職員手当等が5,845万2,000円の減、共済費が827万9,000円の増となり、合計で8,655万7,000円の減額となります。

給料及び職員手当等の減額の主な内容は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく年間の期末・勤勉手当の支給率の減と、給料を平均でマイナス0.2%の引き下げという改定を行うものでございます。

また、共済費の増につきましては、追加費用分に係る負担率の増によるものでございます。

以上で議案第 1 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億6,700万円を増額し、歳入歳出

予算の総額を86億700万円とするものです。

2ページから3ページは、歳入歳出予算補正であります。

5ページ、6ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、6,700万円を増額するものです。これは、当該年度の療養給付費等の伸びによる国庫支出金の増額を計上するものであります。

4款2項1目財政調整交付金は、2億1,000万円を減額するものです。これは、普通調整交付金のうち後期高齢者支援金に係るものです。

5款1項1目療養給付費等交付金は、8,500万円を増額するものです。これは、保険給付費の増額によるものです。

6款1項1目前期高齢者交付金は、4,817万9,000円を減額するものであります。これは、平成20年度の精算分が確定したものです。

8ページをお開きください。

10款1項1目一般会計繰入金は、5億円を増額するものであります。これは、国保会計の歳入不足を補うため、ルール分の繰出金とは別に、ルール外分として繰り出しを受けるものであります。

10款2項1目財政調整基金繰入金は、5,900万円を減額するものであります。これは、平成21年度の予算の不足により、本年3月補正で基金から既に取り崩しているなどのため減額するものです。

11款1項2目その他繰越金は、1億6,917万5,000円を減額するものであります。これは、前年度繰越金が確定しましたので、その金額へ補正するものです。

12款4項雑入は、財源調整です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、7,000万円を増額するものです。2目退職被保険者等療養給付費は、4,000万円を増額するものです。この両目は、療養給付費が当初予算編成時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、7,700万円を増額するものです。理由は、当初

予算編成時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

11款1項3目償還金は、国庫返還金の療養給付費等返還金へ1,000万円を増額するものです。理由は、平成19年度老人保健医療費拠出金負担金の精算による返還金であります。

12款1項1目予備費を3,000万円の減額するものであります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

議案第3号は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでありまして、行政の高度化、多様化などが進む中、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、地方公共団体においても、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者や、専門的知識経験を有する外部の人材を必要な業務に一定期間、あるいは期間を限って従事させる必要があるときは、これらの人材を条例で定めるところにより採用することができるとされております。

本市においても、高度化、多様化する行政への要求等に的確に対応していくため本条例を整備し、専門的知識経験や優れた識見を有した者を任期付で採用できるための環境を整えるためのものがございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

議案の中の1ページをご覧くださいと思います。

本条例は、ただいまご説明いたしましたように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を、任期を定めて採用するため、法律が条例に委任している事項を定めるものがございます。

第1条には制定の趣旨を、また、第2条、第3条においては、それぞれ任期付職員を採用することができる条件を列挙しております。

第2条第1項は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者、例えば弁護士さん、公認会計士さん等を一定期間活用して業務を遂行することが特に必要とされる場合については、特定任期付職員として選考により採用することができるというものでございます。

また、第2項では、今申し上げました特定任期付職員のほかにも、専門的な知識経験を有する者について、その専門的な知識経験が業務に必要で、かつ公務の能率的運営を確保できる場合には、業務に期間を限り、任期付職員として選考により採用することができるというものでございます。

第2項の第1号から第4号までについては、任期付職員を採用できる場合を定めております。

第1号は、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間、困難な場合であり、防犯や行政対象暴力等の専門的知識経験を有する人材等を任期付で採用する場合などが本条項に該当いたします。

第2号は、急速に進歩する技術等、例えば、コンピュータシステムに関する専門的な知識経験を有する者の知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合、第3号は、専門的な知識経験を有する職員を一定期間、他の業務に従事させる必要があるとき、一定期間、適任の職員を役所内で確保しがたい場合、次に2ページになりますけれども、第4号は、経営コンサルタント等、公務外での実務経験で得られる最新の専門的知識経験を有する者の知識経験を有効活用できる期間が一定の期間に限られる場合において、それぞれ任期を定め採用することができるよう規定いたしております。

また、第3条においては、公務の能率的運営を確保するため、一定期間に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、一般的な事務を行う職員を任期を定め採用することができるように規定いたしております。

さらに、第4条は、今、第3条で申し上げた、一定期間に終了する業務、または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等には、短時間勤務職員として任期を定めて採用することができるよう規定いたしております。

次の3ページをご覧くださいと思います。

第5条は、任期の特例についての規定であります。第2条で規定する特定任期付職員や一般任期付職員についての任期は、法律で5年以内であります。第3条で規定する一時的な任期付職員や任期付短時間勤務職員の任期は、原則3年までとされております。この一時的な当該業務終了の時期がやむを得ない理由等により延長された場合には、任期を5年まで延長できるという特例を定めております。

第6条は、それぞれの職について、任期を更新する場合において、当該職員の同意を得なければならないというものでございます。

第7条については、条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用される職員、いわゆる特定任期付職員の給与の特例について規定しているもので、その第1項は特定任期付職員に適用する給料表を定めており、第2項から、次の4ページになりますけれども、第5項までについては、特定任期付職員の給与の号給の決定や特定任期付職員の顕著な業績を上げた場合に支給される特定任期付職員業績手当について規定いたしております。

第8条については、今申し上げた特定任期付職員等について、旭市職員の給与に関する条例における適用除外と読み替えについて規定するものでございます。

第9条は、一般職の給与条例と同様に、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における適用除外と読み替え規定となっております。

次の5ページをご覧ください。

第10条においては、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるといたしております。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日を平成23年4月1日と定め、第2項は、準備行為として、本条例の交付の日から選考等を行えるよう規定いたしております。

さらに、附則第3項から第5項については、本条例の制定に伴う関連条例を附則において一部改正するものであり、第3項は「旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、6ページになりますが、第4項は「旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」、第5項は「旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」となっており、主に任期付職員が短時間勤務を行う場合の勤務時間及び給与の取り扱い等について、所要の改正をするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号から第7号までについて補足説明を申し上げます。

まず、議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、同じ内容でありますので、一括して補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改正に併せまして、期末手当の年間支給率を改正するものであります。

それでは、お手元にご用意させていただいております、新旧対照表というものがあろうかと思っております。それをご用意いただきたいと思います。一番下のほうにアろうかと思っております。

その新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の第1条関係の新旧対照表でございます。

第5条第2項の改正は、平成22年12月に支給される期末手当の支給率の改正でございます。現行の支給率を100分220から100分の200に改め、100分の20を引き下げるというものでございます。

これに伴いまして、年間の支給率は100分415から100分の395ということになります。

次のページ、6ページをご覧ください。

第2条関係の改正につきましては、平成23年度以降の期末手当の支給率の引き下げについてでございます。6月期については、現行の100分の195から100分の190に、また、12月期につきましては、前のページの第1条で改正した平成22年12月期の100分の200から100分の205に改めるものでございます。

これに伴いまして、年間の支給率は変わりませんけれども、年間の支給率100分の415から100分の395となりまして、100分の20を全体で引き下げるというものでございます。

議案第5号の特別職、議案第6号の教育長についても全く同じ改正内容ですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第7号について補足説明を申し上げます。

議案第7号につきましては、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく職員の給与改正についてでございます。

先ほどの新旧対照表と議案第7号の条例、両方を併用しながらご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、新旧対照表のほうの11ページをご覧くださいと思います。

議案第7号についても、先ほど説明させていただきました旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正等と同じように、2条立てとなっております。

第1条関係は、第24条第2項の改正として、平成22年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の150から100分の135に改めるものと、第27条第2項の改正といたしまして、同期の勤勉手当の支給率を現行の100分の70から100分の65に改めるものでございます。

これによりまして、期末・勤勉手当を合計した年間の支給率は100分の20引き下げられまして、議会議員、特別職、教育長と同じ、年間で100分の415から100分の395ということにな

ります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

附則の第10項の改正でございますけれども、右側のほうになりますけれども、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に代えまして、官民格差が拡大している55歳以上の7級職員について、給料月額等の支給額を1.5%減額するに当たり、その減額方法について、新たに規定するものでございます。

それでは、今度は議案第7号の条例本文のほうに戻っていただきたいと思います。4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

4ページから6ページにつながっておりますけれども、別表第1として、改正後の行政職の給料表となっております。改正の内容については、県と同様の改正を行うものでございまして、40歳代以上の中高年層の職員が受ける給与月額について、引き下げ改定を行うものでございます。

それでは、申し訳ないですけれども、もう一度、新旧対照表のほうに戻っていただきたいと思います。新旧対照表の16ページをお願いしたいと思います。

第2条関係の改正でございますけれども、これは、平成23年度以降の期末・勤勉手当の支給率の改正でございます。

第24条第2項の改正は、6月期の期末手当の支給率を現行の100分の125から100分の122.5に改め、12月期につきましては、第1条で改正した平成22年12月期の100分の135から100分の137.5に改めるものでございます。

また、第27条第2項の改正は、勤勉手当の支給率についての改正ございまして、第1条で改正した100分の65から100分の67.5に改めるものでございます。

これによりまして、一般職の職員の年間の期末・勤勉手当の合計支給率、これにつきましては、100分の20引き下げられまして、これも議会議員、特別職、教育長と同様、年間で100分の415から100分の395となるものでございます。

次の17ページになりますが、第3条関係の改正については、平成18年度に改正された旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ございまして、平成18年度に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる現給保障されている職員の12月以降の給与月額の減額率について、100分の99.76から100分の99.59とするものと、55歳以上の職員については、100分の98.5の減額率を加えるというものでございます。

それでは、最後になりましたが、もう一度、議案第7号、改正条例本文のほうをお願いし

たいと思います。改正条例本文の 7 ページでございます。

中ほどになりますけれども、附則についてご説明申し上げます。

第 1 項は、この条例の施行期日を、第 1 条については平成 22 年 12 月 1 日とし、第 2 条については平成 23 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

第 2 項は、今回、給与が減額改定される職員について、年間給与の調整を行うもので、第 1 号で、本年 4 月から 11 月までの民間給与との較差相当額分を調整するものと、次の 8 ページになりますけれども、第 2 号では、6 月に支給された期末手当及び勤勉手当について、年間給与の調整と同様、較差相当分について、平成 22 年 12 月に支給される期末手当で減額調整を行うというものでございます。

第 3 項につきましては、55 歳以上の 7 級職員の給与の減額改定については、施行日前に 55 歳に到達している職員に対しても適用されるという読み替え規定となっております。

第 4 項は、勤務時間条例の一部改正でございまして、55 歳以上の 7 級職員が介護休暇を取得した場合の給与減額の読み替え規定であります。

次の 9 ページになりますけれども、第 5 項は、育児休業条例の一部改正であり、55 歳以上の 7 級職員について、育児短時間勤務をした場合の給与減額の読み替え規定として、第 3 項から第 5 項の 2 項を追加するものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号、議案第 9 号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 神原房雄 登壇）

○企画課長（神原房雄） それでは、議案第 8 号、議案第 9 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 8 号、旭市定住自立圏形成方針の変更について補足説明を申し上げます。

6 月議会で承認をいただきました旭市定住自立圏形成方針を変更するに当たり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由でございますが、旭市定住自立圏共生ビジョンを策定する過程におきまして、ビジョン懇談会の意見、それから財源の確保など、定住自立圏構想の制度を最大限に活用するため、旭市定住自立圏形成方針の文中に事業の実施のための位置づけとして文言をつけ加えることが必要となり、総務省と協議の結果、旭市定住自立圏形成方針を変更するものでござ

ざいます。

具体的には新旧対照表によって説明したいと思います。

新旧対照表の20ページをご覧ください。それと、議案の本文につきましては2ページというふうになります。

では、新旧対照表でございますが、第3条（1）生活機能の強化のための取組、イ、教育、（ア）市民の地域学習支援の取組内容の中に、「食育及び健康教育を推進する施設の設置」の文言を追加するものです。これは、学校給食センターの建設について、優先採択により、定住自立圏共生ビジョンの中で取り組む事業として行えるよう変更するものでございます。

また、関連する機能分担では、（b）海上地域に「各地域の児童・生徒に安全な学校給食を提供し、食育及び健康教育を推進する施設を設置する。」を追加し、同様に、（a）の旭地域についても、現在行っている学校給食の提供について記載するものです。

二つ目の変更につきましては、21ページになります。議案の本文につきましては5ページというふうになります。

（2）結びつきやネットワークの強化のための取組のうち、イの（ア）、「地場産品の地域内PR・販売」の取組内容に「農水産物直売施設等」の文言を加え、これにより、農水産物直売施設等の事業も視野に入れ、取り組んでいくことができるよう変更するものでございます。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

続いて、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたこと、並びに出資金総額相当額の処分の制限の改正に伴って組合規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきましては、また新旧対照表で説明をしたいと思います。

新旧対照表の一番最後のページ、22ページをご覧ください。

第4条、共同処理する事務については、国の広域行政圏計画策定要綱の廃止に伴いまして、第4条第1号中「計画の策定及びその実施のための連絡調整」を「事業の実施」に改めます。

次に、ふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、ふるさと市町村圏計画の第4条第2号を

削除し、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。

次に、ふるさと市町村圏基金の設置につきましても、同様にふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴うもので、第16条中「東総地区ふるさと市町村圏の」を「市町村圏の」に改めます。

次に、出資金総額相当額の処分の制限についても、ふるさと市町村圏基金の取り崩しが可能となったことから、第18条を削除し、第19条を第18条に繰り上げます。

附則につきましては、施行日を平成23年4月1日とすることを定めるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

○秘書広報課長（米本壽一） 議案第10号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成23年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市下永井780番地にお住まいの宮本英一氏、昭和23年11月29日生まれの方であります。

宮本さんは、平成21年3月まで旭市職員として住民福祉のために努めてこられました。誠実な人柄で、現在、区長を務めるなど、地域における信望も厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は3年間でございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は30日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時12分